

令和5年3月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和5年3月24日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和5年3月24日(金) 午後3時30分から午後4時35分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10 番 :	忠 貞夫
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	今井 輝子
委 員 :	13 番 :	馬場 勝	委 員 :	14 番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 :	16 番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18 番 :	石栗 博美
委 員 :	築地 :	19 番 :	小熊 威	委 員 :	築地 :	20 番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 :	21 番 :	今井 明	委 員 :	黒川 :	22 番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

第5号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

第6号議案 別段面積の廃止について

第7号議案 胎内市空き家等に付随した農地の別段面積取扱要綱の廃止について

第8号議案 胎内市農業委員会事務局職員の任免について

第9号議案 胎内市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程の
制定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和5年3月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、3番本間浩委員、4番南波雅子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、2月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>3月8日、高野地内の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、藤村委員、石栗委員に案件を審査していただきました。</p> <p>3月10日、村松浜地内の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、川上委員、小熊委員に案件を審査していただきました。</p> <p>3月17日、3月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様は案件を審査していただきました。</p> <p>3月22日、第133回新潟県農業会議通常総会が新潟市中央区の新潟東映ホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が2件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により平木田地内の田について売買するもので、面積は939㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により平木田地内の田について売買するもので、面積は2,287㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、8番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る3月17日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班の委員4名及び事</p>

	<p>務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による売買が 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、都市計画用途地域である新和町地内の休耕田において、住宅を建築するための転用で、申請面積は 548 m²、建築面積は 92.7 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、8 番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p>

	<p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案は、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第 3 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は 2 件であります。</p> <p>1 番の案件は、高野地内の田について、労力不足のため売り渡しを希望されたものであります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。面積は 4,842 m²、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、村松浜地内の畑について、労力不足のため売り渡しを希望されたものであります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。面積は 7 筆 6,810 m²、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の所有権移転の 1 番のあっせん審査結果について、9 番藤村信広あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>第 3 号議案の所有権移転の 1 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 3 月 8 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作する予定もないことから、農地を売った</p>

	<p>いと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者で、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>また、申請地の隣接地を耕作しており、農地の集積・集約化につながるものであります。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の所有権移転の2番のあっせん審査結果について、11番川上勝之があっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>第3号議案の所有権移転の2番についてご報告いたします。</p> <p>去る3月10日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作する予定もないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者で、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>また、申請地の隣接地を耕作しており、農地の集積・集約化につながるものであります。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、第3号議案の所有権移転の事前審査結果について、8番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>

議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第 3 号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案の利用権設定について審議いたします。 第 3 号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。 議案書 4 ページをお願いします。 第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 30 番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 19 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 11 件の、計 30 件であります。 1 番から 5 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 17,500 円から 28,000 円、またはコシヒカリ 60 kg から 120kg であります。 議案書 5 ページをお願いします。 6 番から 10 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 20,000 円から 28,000 円、または JA 仮渡金によるコシヒカリ 90kg/10a 相当の金額であります。 議案書 6 ページをお願いします。 11 番から 15 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 69 kg から 120 kg、または JA 仮渡金によるコシヒカリ 90kg/10a 相当の金額であります。 議案書 7 ページをお願いします。 16 番から 19 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 26 kg から 45kg であります。 20 番は、労力不足により認定農業者に 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 35,500 円であります。 議案書 8 ページをお願いします。 21 番から 25 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 20,000 円、またはコシヒカリ 70 kg であります。 議案書 9 ページをお願いします。 26 番から 30 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 4,800 円から 10,000 円、またはコシヒカリ 33 kg</p>

	<p>から 50kg であります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 30 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 30 番の事前審査結果について、8 番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 30 番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 19 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 11 件の、計 30 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の 1 番から 30 番の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 30 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 30 番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権設定の 31 番から 35 番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の利用権設定の 31 番から 35 番をご説明いたします。</p> <p>議案書 10 ページをお願いします。</p>

	<p>31 番から 35 番は、認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 90 kg、または JA 仮渡金によるコシヒカリ 90kg/10a 相当の金額であります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 31 番から 35 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 31 番から 35 番の事前審査結果について、8 番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 31 番から 35 番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 31 番から 35 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 31 番から 35 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 31 番から 35 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権設定の 36 番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>

議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の36番をご説明いたします。 議案書11ページをお願いします。 36番は、認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円であります。 第3号議案の利用権設定の36番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の36番の事前審査結果について、8番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。 第3号議案の利用権設定の36番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものであります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の36番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の利用権設定の36番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の36番については、承認することに決定いたしました。 次に、第3号議案の利用権設定の37番と38番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限によ</p>

	<p>り、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p>(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の37番と38番をご説明いたします。</p> <p>37番と38番は、認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ60kgであります。</p> <p>第3号議案の利用権設定の37番と38番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の37番と38番の事前審査結果について、8番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の37番と38番は、労力不足により賃借権を再設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の37番と38番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の37番と38番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p>(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の37番と38番については、承認することに決定いたしま</p>

	<p>した。</p> <p>次に、第 4 号議案「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> <p>第 4 号議案について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 12 ページをお願いします。</p> <p>第 4 号議案は、毎年度最適化活動の目標を設定し、その結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するものであります。</p> <p>今年度から、この目標については 3 月末までに策定し、4 月末までに公表することとなっていることから、今回、お諮りするものであります。</p> <p>I の農業委員会の状況につきましては、現在の体制や概要となっております。</p> <p>次は議案書 13 ページとなりますが、(1)農地の集積につきましては修正となりますので、本日お配りした議案書の 1 枚目をお願いいたします。</p> <p>1 最適化活動の成果目標のうち、(1)農地の集積につきましては、②の目標で基本構想の最終目標である令和 5 年度における集積率 90%を目指すにあたり、今年度必要となる集積目標です。令和 4 年度実績ですが集積面積は 3,218ha、集積率は 77.2%であります。今年度集積率が伸び悩んだ要因としましては、認定農業者や基本構想到達者などの担い手が減少したことが要因となっております。</p> <p>(2)遊休農地の解消につきましては、①は令和 4 年度の実績により遊休農地の状況が記載されております。令和 4 年度実績は 20ha であり、全て緑区分であります。遊休農地面積②の遊休農地の解消目標面積は、5 年間の目標ということで、昨年設定した数字と同様であります。</p> <p>議案書 14 ページをお願いします。</p> <p>(3)新規参入の促進につきましては、親元や法人への就農を除いた数であり、令和 4 年度は 1 件であります。</p> <p>2 最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、昨年と同様に活動日数の目標を月 10 日としております。</p> <p>(2)活動強化月間の設定目標につきましては、昨年と同様に設定いたしました。(3)新規参入相談会への参加目標につきましても、参加回数 1 回と設定させていただきました。</p> <p>この第 4 号議案と次の第 5 号議案は最適化推進に関する事項であるため、農業委員会会議規則第 18 条に基づき、事前審査会で審査をいただいた案件であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
事務局	
議長	<p>第 4 号議案の事前審査結果について、8 番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案は、令和 5 年度の最適化活動の目標設定等であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、第 4 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 5 号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 5 号議案について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 15 ページをお願いします。</p> <p>第 5 号議案は、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法において、農業委員会はこの指針を定めることが必須となり、内容についても修正が必要となることから、今回、見直しを行うものであります。</p> <p>見直しについては、農業委員会等に関する法律の第 7 条の第 2 項において、農業委員会は指針を変更しようとするときは、農地最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされております。</p> <p>これに基づきまして 2 月 24 日に意見聴収会を行ない、特に意見がありませんでしたので、指針の改正案を総会にお諮りするものであります。</p> <p>15 ページは改正前の内容となっております。</p> <p>議案書 16 ページをお願いします。</p> <p>初めに「第 1 基本的な考え方」については、胎内市や新潟県の状況を記載したものとなります。</p> <p>議案書 17 ページをお願いします。</p> <p>「第 2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」の「1. 遊休農地の発生防止・解消について」は、最適化活動の目標の設定と同様の内容であることから、解消目標を合わせた数値を記載しております。</p> <p>その他具体的な推進方法や評価方法等につきましては、全国農業会議所から示されたものに準拠したものであります。</p> <p>議案書 18 ページをお願いします。</p> <p>「2. 担い手への農地利用の集積・集約化について」は、改正前と同様に、胎内市農</p>

	<p>業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想による目標面積としております。</p> <p>「3. 新規参入の促進について」につきましても、胎内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想による促進目標としております。</p> <p>議案書 19 ページをお願いします。</p> <p>「第3 「地域計画」の目標を達成するための役割」につきましては、市が作成した地域計画に対する農業委員会の役割を記載してございます。</p> <p>この指針につきましては、総会で承認いただいた後、農業委員会等に関する法律の第7条の3項に基づき、公表することとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案の事前審査結果について、8番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第5号議案は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第5号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第5号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第6号議案「別段面積の廃止について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第6号議案について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 20 ページをお願いします。</p> <p>第6号議案は、令和5年4月1日より施行される農地法の一部改正において、農地法第3条第2項第5号の権利取得時の下限面積要件の廃止により、平成21年12月22日に定めた別段面積の設定を廃止するものであります。</p> <p>議案書 21 ページに、別段面積の設定内容が記載されております。</p>

	<p>下限面積要件の廃止により、経営規模の大小にかかわらず農業への参入が可能となりますが、その他の要件であります農地の全部効率に用要件や地域との調和要件、常時従事要件などにより、資産保有目的や投機目的等の農地所有は、改正前と変わらず認められないことを申し添えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第6号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
11番	<p>別段面積と下限面積ではどこが違うか。</p>
事務局	<p>こちらにつきましては、下限面積は農地法上という名称でありまして、これは50アールが下限面積としてありまして、それとは別に、それぞれの農業委員会で別段面積ということで地域を区切って30アールとか設定したものです。下限面積は農地法で決めたもの、別段面積はそれぞれの農業委員会で決めたものという位置づけです。</p> <p>胎内市農業委員会で決めたものが別段面積になります。</p>
11番	<p>どちらが優先なの。</p>
2番	<p>下限面積は生きるということか。</p>
事務局	<p>下限面積は廃止されます。廃止されるのでこの平成21年に定めた別段面積というものも廃止になります。</p>
2番	<p>なるほど、要件が緩和されて、新規参入がしやすくなったということだね。</p>
事務局	<p>農地法の下限面積は廃止されたので、胎内市農業委員会が独自に決めていた別段面積も廃止です。</p>
2番	<p>廃止しないと参入する時にこの要件が引っかかるので、新規参入する時に障害になるから、それで0にしたと。</p>
会長	<p>新規参入は農家やりたい人、企業を含めて全ての人に対して条件は必要ないですよということです。ただし、農業者としての条件、存続可能な道具とかそういうものがあればいいですよ。また周りの方に、地域の人に迷惑をかけない、という風なことになっていますので、11月の農業委員会大会の中で文書がありましたので、後で確認していただけたらと思います。</p>
議長	<p>他に質問等ありましたらお願いします。</p> <p>今回推進委員の方、大事な業務の案件になりますので、もしわからないとか質問ありましたら申し出てください。詳細については事務局にも文書がありますので取り寄せてもらいたいと思います。</p>

11 番	これが廃止ということは、家庭菜園したいという人も農地買えるのか。
事務局	自家消費レベルであればオッケーということであります。家庭菜園のレベルでは。
11 番	自家消費だけか。それで市場に出すのはいいのか。
事務局	そこから先の話は分かりませんが、自家消費レベルのものであればオッケーとのことですし、もともと小規模な面積しか必要のないハウス栽培とか、そういったものについては既に認められております。 ただ、自家消費すると言って1反以上の畑を買うとか、そういったものは現実的ではないので認められないこともあります。
11 番	ふつう今の農地は1反とか2反とかフリーになっていて、それを売りたいと言っていてそれは全部買えないということか。
事務局	そうですね、それはまた皆さんにご相談してということになります。
会長	半農半Xとか、定義っていうのは恐らく無いんだよ。販売農家かそうじゃ無いかっていうものは、面積では規定しないという風に理解してください。
11 番	うちらの場合は、3反だか4反だかあって遊休農地に近くなっている畑があって。
会長	農家として農地を所有するのか、個人として地目の条件として違うので。
11 番	農地を誰かにあげたいというけど、家庭菜園したい人が今まで下限面積あったから貰えなかったということですけども、今後もしできないということか。
事務局	その場合は、今のところ私共に来ている情報では自家消費としてオッケーですが、自分が耕作できないレベルでの面積であれば、作らないから渡したいといった方があっても、既に農家をしている方でなければできません。全く新規の方に農地を渡すことはできません。そこは自家消費の範疇を超えていますので。
11 番	5反歩自家消費ってことはない。
事務局	もう一つ想定できるのは、自分が県外に居て。
11 番	今の話なら自家消費ならいいけど、50アールとかそういった規格はない訳だ。
事務局	他の要件が満たせないなので、その方に渡すことはできません。
10 番	新規参入の場合もだめなのか。新規参入して承認もらえば良いということか。

事務局	はい。そのためには農地を全部使うこと、従事日数が 150 日を超えることなど、その他の要件は満たす必要があります。
2 番	そうすれば農家として認めてもらえるのか。そうすればその農地を販売用にしてもいい訳だ。
会長	自家野菜を作っているから農家、という事ではない。それを理解してもらいたい。
議長	他に質問はありませんか。
17 番	今の話で、農業委員会の方でも何かしら広報など説明はするんですか。 実際に新規参入はできますけど、農業の条件ははっきりさせないと、誰でも所有できるみたいな話になりますよね。
会長	今年の 4 月 1 日より施行される経営基盤強化促進法と一緒に載っています。
17 番	他の市のホームページを見ると、もう少し柔らかく書いています。
会長	それは事務局が対応します。
事務局	ホームページには記載予定です。広報では農地法の説明が長くなり、紙面の関係もあると思われまますので、検討させていただきます。
会長	ホームページには載せる予定とのことですので、これについては去年国会で承認され、その後の大会等の資料に載っているかと思えます。再度、今回 4 月 1 日から新たな強化法、地域計画など十分に理解していただきたいと考えます。
議長	他によろしいでしょうか。進めさせていただきます。 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 6 号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。
	(農業委員：挙手)
議長	賛成多数と認めます。 よって、第 6 号議案は承認することに決定いたしました。 次に、第 7 号議案「空き家等に付随した農地の別段面積取扱要綱の廃止について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 7 号議案について、ご説明いたします。

	<p>議案書 22 ページをお願いします。</p> <p>第 7 号議案は、先ほどの第 6 号議案と関連がございますが、農地法の一部改正より下限面積要件が廃止されたことに伴いまして、令和 3 年 8 月 25 日に定めた空き家等に付随した農地の別段面積取扱要綱を廃止するものであります。</p> <p>この制度については、事務局への相談件数は 3 件ありましたが、活用した事例はありませんでした。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 7 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 7 号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 7 号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 8 号議案「胎内市農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 8 号議案を説明いたします。</p> <p>本日お配りした議案書の 2 枚目をお願いいたします。</p> <p>この案件は、先週 17 日に発表された胎内市職員の人事異動の内示に伴いまして、4 月 1 日付けで異動発令となる農業委員会事務局職員の転出及び転入に関する案件であります。</p> <p>異動する職員は、農業委員会の職を免ずる者として、3 月 31 日付をもって退職となる榎本事務局長と、税務課へ転出することとなりました佐藤主任であります。</p> <p>また、同日付けで転入し、農業委員会事務局長として任命される者は、佐藤こども支援課長、事務局職員として任命される者は、総合政策課三浦主任であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 8 号議案は、人事に関する案件でありますので、質疑を省略し採決します。</p> <p>第 8 号議案について、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p>

	<p>よって、第 8 号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 9 号議案「胎内市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 9 号議案について、ご説明いたします。</p> <p>本日お配りした議案書の 3 枚目をお願いいたします。</p> <p>第 9 号議案は、個人情報保護法の改正により、胎内市個人情報保護条例施行規則が廃止され、新たに胎内市個人情報の保護に関する法律等施行規則が制定されたことに伴いまして、胎内市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程を制定するものであります。</p> <p>いずれも市の規則に準拠して制定されるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 9 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 9 号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 9 号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和 5 年 3 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和5年3月24日

議 長

3 番

4 番
